

第5章 行動計画の推進

1 推進体制

(1) 市内推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するためには、児童福祉の分野だけではなく、母子保健、労働、教育、生活環境等の関係部局が連携を図るとともに、地域における関係機関や企業などの関係者との共同体制の下で、総合的な少子化対策の推進を図ります。

(2) 計画の進捗状況の管理・評価

次世代育成支援対策の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みが必要です。

そのため、利用者の視点に立った取り組みの進捗状況を評価指標を設定し、PDCAサイクル(計画 - 実施 - 評価 - 改善検討)による点検・評価を年度ごとに行い、施策の改善と実効性をさらに高めていきます。

また、利用者の視点に立って行われることが重要であり、子育て当事者、子育て支援活動を行う団体等の参画を得ることや地域住民、子育て支援関係者等の意見を踏まえ、検討を行っていきます。

家庭、保育園・幼稚園・学校、地域、企業、行政など、社会全体の支えあいによる次世代育成支援の取り組みを促進します。
数値目標等の進捗状況を点検、評価し、取り組みを改善していきます。
取り組みの優先度を検討し、効果的な次世代育成支援の推進に努めます。

(3) 国・県との連携

計画に掲げる取り組みについては、制度や法律に基づき市が単独で実施できない事業や広域的な対応を必要とする取り組みがあります。このため、国、県の次世代育成支援対策の実施状況等を踏まえ、進行管理を行うとともに、計画の見直しを実施します。また、必要に応じて国や県に対して支援体制の充実や制度の見直しを働きかけていきます。